

次のとおり子どもの権利・子育て支援条例(仮称)策定支援委託業務の企画提案を募集するので、公告する。

令和 8 年 3 月 23 日

宮古島市長 嘉数 登



1. 募集趣旨

宮古島市においては、少子化が進む中、市として子育て支援により一層注力していくとともに、家庭や地域、事業者と総力を挙げて「日本一子育てのしやすい島」を目指す「宮古島市子育て応援宣言」を行った。

今後、宮古島市では、子育て応援宣言を踏まえ、子どもの権利条約やこども基本法の理念に基づいた条例の制定を目指す。

条例案の策定にあたっては、「子ども・子育て市民会議(仮称)」や「子ども・子育て専門家会議(仮称)」を新たに設置し、既存の「宮古島市子ども・子育て会議」と連携を図りながら議論を深めつつ、議論の経過を情報発信・広報・意見収集等により広く市民に共有する。

条例案の策定に向けたこれらの活動(会議運営や情報発信、意見収集など)を一体的に行うことを本業務の目的として、委託業務の実施者を選定するため企画提案書を募集する。

2. 業務名

子どもの権利・子育て支援条例(仮称)策定支援委託業務

3. 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 実施者(連名提案の場合は代表提案者)は日本法人(登記法人)であり、本事業に関する契約を本市と直接締結できる事業者であること。
- (2) 連名提案の場合は、代表提案者及び共同提案者の役割分担を明確化し、体制図等に明記すること。
- (3) 実施者は提案する事業のすべてについて、遂行するために必要な能力、知見、組織・人員・実施体制、経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないものであること。
- (5) その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。

4. 応募方法

(1) 公募期間

公募開始日 令和8年3月23日(月)

公募締切日 令和8年4月22日(水) (17時必着)

(2) 提出先

宮古島市役所こども家庭局子育て支援課こども政策係 宛

〒906-8501 沖縄県宮古島市平良字西里1140番地 宮古島市役所1階

(3) 提出資料

企画申請書、企画提案書の他、必要な添付書類(詳細は公募要領を確認すること)

(4) 提出方法

必要書類を郵送または持参にて提出すること。

5. その他

- (1) 本公告に関する情報は、市ホームページにも掲載する。
- (2) 応募の際は、市ホームページに掲載の公募要領に基づき、企画提案書を提出すること。
- (3) 企画提案書の内容について、プレゼンテーション審査を行う。